



6山役総第131号
令和7年2月25日

山形村監査委員 住吉 誠 様
福澤 優治 様

山形村長 本庄 利昭

長山東筑摩印村郡縣

例月出納検査における指摘事項について

令和6年12月23日付、6山監第27号での例月出納検査の結果報告における指摘事項について、別紙のとおり措置をしたのでご報告いたします。

山形村事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月24日

山形村長 木庄利昭

山形村規則第1号

山形村事務処理規則の一部を改正する規則

山形村事務処理規則（昭和54年山形村規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「村長」の次に「又は会計管理者」を加える。

第6条第2項中「課長」の次に「（会計管理者を含む。）」を加え、「専決事項は」を「専決する事項は」に改め、「第4項並びに」を削り、「次項」を「事項」に改める。

第10条中「前項」を「前条」に改める。

別表第2中委任事項の次に「委任する事項のうち、当該機関の事務局の職員の給料、職員手当等及び共済費に係る支出負担行為並びに支出命令に関するることは除く。ただし、当該機関の決裁を要すると認められるものについてはこの限りでない。」を加える。

別表第3中「(3) 会計事務に係る告示、訓令、通達、通知、照会、回答、報告、申請、進達、副申、証明等」及び「(4) 会計事務に係る1件50万円未満の支出負担行為、調定及び支出命令、収入命令」を削り、別表第4中「課長」の次に「（会計管理者を含む。）」を、「収入命令」の次に「（職員の給料、職員手当等及び共済費に係る支出負担行為並びに支出命令に関することは、総務課長に限る。ただし、課長（会計管理者を含む。）の決裁を要すると認められるものについてはこの限りでない。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。